

第 25 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 4 年 8 月 5 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 84 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 85 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 86 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 87 号	御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
報第 29 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 渡 邊 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書 記 長 瀬 弘 樹
6、会議録署名者	1 番 青木 友誉 委員、2 番 木村 博子 委員
7、欠席委員	14 番 奥村 守由 委員
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 25 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、14 番 奥村 守由 委員より欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。 会議録署名者に、1 番 青木 友誉 委員、2 番 木村 博子 委員を指名します。 それでは、議第 84 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 84 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。 別紙のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。
	(朗読)
	別添資料は 1 ページから 8 ページまでをご覧ください。以上です。
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。

<p>7番 山口委員</p>	<p>1号事案について、7番 山口 由美子 委員 説明願います。</p> <p>7番山口です。1号事案について、説明します。事務局より説明があった点については、省略します。資料の5-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、謡坂公民館から東へ50mのところですが、権利を設定し、または移転しようとする詳細については、譲受人は結婚を機にUターンをして、住宅を建てたい。譲渡人はこれに応じて同意しました。</p> <p>利用期間は、許可後永年です。資金調達は全額住宅ローンの借入です。</p> <p>誓約書、ローン事前審査結果、全部事項証明書、隣地承諾書、配置図、平面図、改良組合長誓約書、代替地検討資料、を確認しました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物等の概要は、申請地の北側は山林及び町道、東側は赤道及び宅地、南側は町道、西側は畑及び原野です。</p> <p>雨水は自然浸透、家庭排水及び汚水は合併浄化槽を設置します。</p> <p>万が一、ほかに影響を与えた場合は、自己責任により対応します。</p> <p>7月25日に事前説明、7月29日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれかにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>
<p>6番 鍵谷委員</p>	<p>6番鍵谷です。2号事案の説明をします。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は伏見郵便局より南へ約100mのところですが、転用の目的は7区画7棟の宅地分譲。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲渡人2名は高齢のため当該農地の維持管理が困難になっており売却を検討していた。譲受人は申請地周辺で分譲住宅の候補地を探していた譲受人と譲渡人の間で売り買いの合意に至ったため。</p> <p>転用の目的にかかわる施設の概要は、土地造成〇〇〇〇㎡図面では中央に〇mの道路、北側に〇区画、南側に〇区画の造成となっています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は北側は田、西側・東側は水路、南側は宅地となっています。雨水は道路側溝。汚水は下水道に接続。土地の造成は周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出しないようにする。</p> <p>添付資料は誓約書・土地利用計画図・融資条件に関する内諾書・隣地承諾書・委任状・可児土地改良区意見書・有限会社定款については確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は7月29日に現地確認をして確認しました。</p> <p>その折ですが、現地確認の時に草刈りがしてない場合審議はしないとしましたが、本日見て参りましたら刈ってありませんでした。ということで、事務局より進達までにしっかり刈っていただくように指導していただいて、刈ってあれば進達ということにしたいと思います。</p> <p>以上のことから2号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p> <p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>私のほうから、補足の関係を申し上げますと申請地はいわゆる農地の状態に戻したかたちで現地確認をし、それを審議して可決をして進達する。これがだめなら保留ないし取り下げる、という段取りになってきて、非常に曖昧なところがあっていわゆる現地確認の時に刈ってあるのと、刈ってないとの狭間がありまして、その申請者に対してきつく御嵩町ルールに従ってやってほしい、とやらなければだめですよ、というところできちんとやるとことと、何回行ってもやってくれないというところがありまして、今回は実は現地確認のときに鍵谷道隆委員より行政書士に対して刈ってなければだめですよ。というようなことを現地ですていただきました。私もそれは現地で確認しております。現場はほとんど宅地造成がされ、分譲住宅となるところですが、ポイントはなにかと言うと、草が刈ってあるかないかの基準を、刈草の長さをどこまでなら認めるのか、というそこがこれからの申し合わせ事項</p>
------------	---

	<p>であります。</p> <p>そんなことで委員の方から説明があったように農地転用に関しては問題ないが、今日ここで可決決定したとしても県へ進達するわけですが、その間にやっていないければ可決したけれども、県には送りませんよ、御嵩町で保留にしておきますよ、という強い意思表示を申請者及び代理人に示すことをやっていきたい。</p> <p>非常にこの問題については、迷いがある。これからのことを含めて。膝ぐらいまでの草丈だったのでこれは刈ったほうがいいんじゃないかと思います。</p> <p>ちょっと休憩をして、議事録を止めてみなさんの自由な意見を聞きたいです。</p> <p>－ 休 憩 －</p> <p>それでは休憩を解いて再開します。 事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第 85 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>4 ページをご覧ください。議第 85 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 4 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 8 ページから 11 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、13番 石渡 和美 委員 説明願います。</p>

13 番 石渡委員	<p>13 番 石渡です。1 号事案の説明をさせていただきます。資料の 4-1 をご覧ください。</p> <p>申請地は名鉄顔戸駅より南西に約 100m ほどのところ。事務局より説明があった箇所については省略します。</p> <p>申請地の近隣地を建設会社の資材置き場として借地としていますが、資材置場の需要拡大が見込まれるので、耕作する手間がないので資材置場として使用したいとのこと。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、申請地の西側・南側は休耕田、東側・北側は農業用水路及び道路、申請地の西側・南側については土砂の流出がないようコンクリートブロックを施工します。</p> <p>雨水については、砂利敷のため地下浸透。</p> <p>転用によって付近に影響はないと思いますが、万が一被害が出た場合は責任を持って対処するとのこと。</p> <p>資金については、全額自己資金で行うとのこと。</p> <p>誓約書・水利組合同意書・資金証明・隣地承諾書・土地利用計画図・土地賃貸借契約書(案)等を確認しました。</p> <p>7 月 28 日に事前確認を申請人と行いました。</p> <p>以上のことから 2 号事案の申請内容に問題はないと思います。みなさんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、名鉄顔戸駅から 300m 以内の農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって 1 号事案は可決しました。</p> <p>次に議第 86 号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>6 ページをご覧ください。議第 86 号 農用地利用集積計画の決定について。農用地利用集積計画について、別表のとおり決定するものとする。7 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 12 ページをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p>

	<p>す。次の1号事案は、12番 田中 幹三郎 委員に関係しますの で、12番 田中 幹三郎 委員は農業委員会等に関する法律 第31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(12番 田中 幹三郎 委員) 退 席</p> <p>1号事案について、伊左治 幸次 推進委員 説明願います。</p>
伊佐治推進委員	<p>29日に奥村さんと現地確認をしてきましたが、作物がしっか りとできており農業をするのに問題はないと思います。以上で す。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑あ りますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について適当と認める方は挙手願 います。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。 審議終了いたしましたので、12番 田中 幹三郎 委員の着席を 認めます。</p> <p>(12番 田中 幹三郎 委員) 着 席</p>
事務局	<p>次に議第87号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意 見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>議第87号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更に対する意見に ついて。</p> <p>別添のとおり御嵩町農業振興地域整備計画の変更について、委 員会の意見を求めるものとする。</p> <p>別添の「御嵩町農業振興地域整備計画の変更について」をご覧 ください。</p> <p>各事案の詳細については資料3枚目の調書に記載してございま すが、農振協議会にて皆様にご審議いただいたものでありますの で朗読は省略します。</p> <p>7月7日に開催しました御嵩町農業振興地域整備促進協議会に おいて、各筆調書に記載のある2件現地確認及び申請書による除 外理由等から、「除外はやむを得ない」とされました。</p> <p>また基礎調査の結果による整備計画の変更についても「特に意 見なし」との判断をいただいています。協議会の意見を基に御嵩</p>

	<p>町としての方針を検討した結果、同様な判断として、計画変更を進めることとしました。</p> <p>農用地利用確保計画の変更については、物流施設1件、資材置場1件の計2件で周辺の営農環境等に重大な支障を及ぼすことがなく、申請事由等から除外するものです。農用地区域からの除外は皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>議第87号にて、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって、議第87号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更について、適当と認めます。</p>
事務局	<p>次に報第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p> <p>8ページをご覧ください。報第29号 農違法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

1 番

2 番
